

金沢市における美しい眺望景観の形成に関する条例の骨子

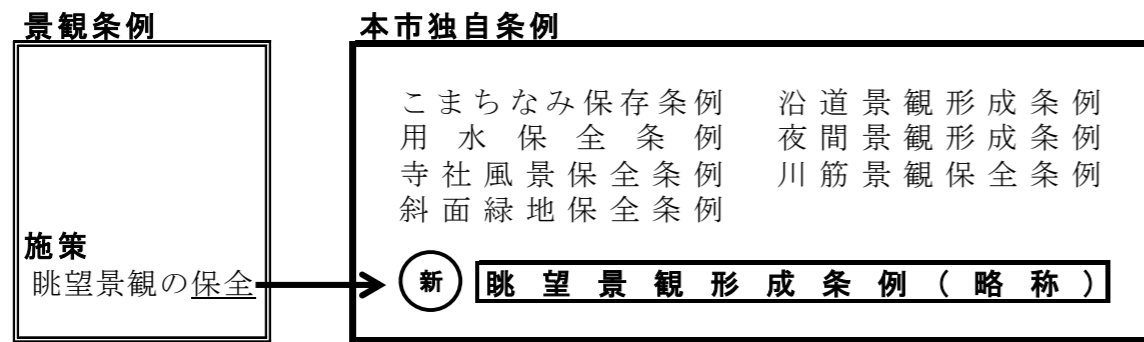
1 背景と目的（第1条）

本市では、恵まれた自然や起伏に富んだ地形を背景として、歴史的な街並みとともに新しい都市空間が展開しており、数多くの優れた景観を眺望することができます。

これまで、景観条例における施策のひとつとして、これら地域の特性に応じた眺望景観の保全を行ってきました。

今般、新たに条例を制定し、眺望景観について従来の保全に加え、創出を図ることで、本市の個性と魅力をさらに磨き高め、眺望景観を貴重な財産として後代に継承していきます。

2 条例の位置付け



保全 + 創出

3 責務（第3条～第6条）

- 市 美しい眺望景観の形成その他必要な施策を実施
- 市民 美しい眺望景観が市民共通の貴重な財産であることを認識し、美しい眺望景観の形成に努め、市が実施する施策に協力
- 事業者 美しい眺望景観が市民共通の貴重な財産であることを認識し、美しい眺望景観の形成に努め、市が実施する施策に協力
- 公共施設等管理者 施設等の整備が美しい眺望景観の形成に先導的な役割があることを認識し、美しい眺望景観に配慮した整備に努める

4 眺望点・眺望景観形成区域・眺望景観形成基準の設定（第7条・第8条・第9条）

眺望点	美しい眺望景観を形成するために必要な地点
眺望景観形成区域	眺望点からの美しい眺望景観を形成する区域

【価値の明確化】

眺望景観を、わかりやすく「山並みへの眺め」「見下ろしの眺め」「通りの眺め」「見晴らしの眺め」の4つに類型化

区分	①山並みへの眺め	②見下ろしの眺め	③通りの眺め	④見晴らしの眺め
概要	橋梁や川沿いの眺望点から街並みや山並みを望む景観	城跡等の眺望点から街並みを見下ろす景観	通りの眺望点から街並みや背景を望む景観	総合公園等にある眺望点から自然等の広がりを見渡す景観
イメージ				

【価値の創出】

基準内容を近景・中遠景に区分し、遠近一体となった魅力ある眺望景観を形成

	基準項目 各々近景・中遠景に区分 (1) 美しい眺望景観の形成に関する基本的事項 (2) 建築物・工作物に関する事項 (3) 緑化に関する事項 (4) 広告物等に関する事項 (5) 屋外照明に関する事項 (6) 公共空間等に関する事項
--	--

眺望点 15地点を指定（景観地区、重伝建地区及び総合公園における眺望点を追加）

区分	①山並みへの眺め	②見下ろしの眺め	③通りの眺め	④見晴らしの眺め
眺望点	浅野川大橋中央 主計町中の橋左岸 犀川大橋中央	兼六園眺望台 金沢城公園丑寅櫓跡 金沢城公園辰巳櫓跡 卯辰山麓子来町緑地先	ひがし茶屋街卯辰山側 ひがし茶屋街広見側 長町二の橋	卯辰山公園 眺望の丘、見晴らし台、望湖台 大乘寺丘陵公園 芝生の丘、見晴らしの丘

5 行為の届出（第10条・第11条）

眺望景観形成区域において、建築物等の新築等、木竹の伐採、広告物の表示等、屋外照明設備の設置等をしようとする者は、あらかじめ市長に届け出る必要があります。

6 支援（第17条）

眺望景観形成区域内の美しい眺望景観の形成を図るため必要があると認めるときは、予算の範囲内において技術的・財政的な支援をすることができるものとします。

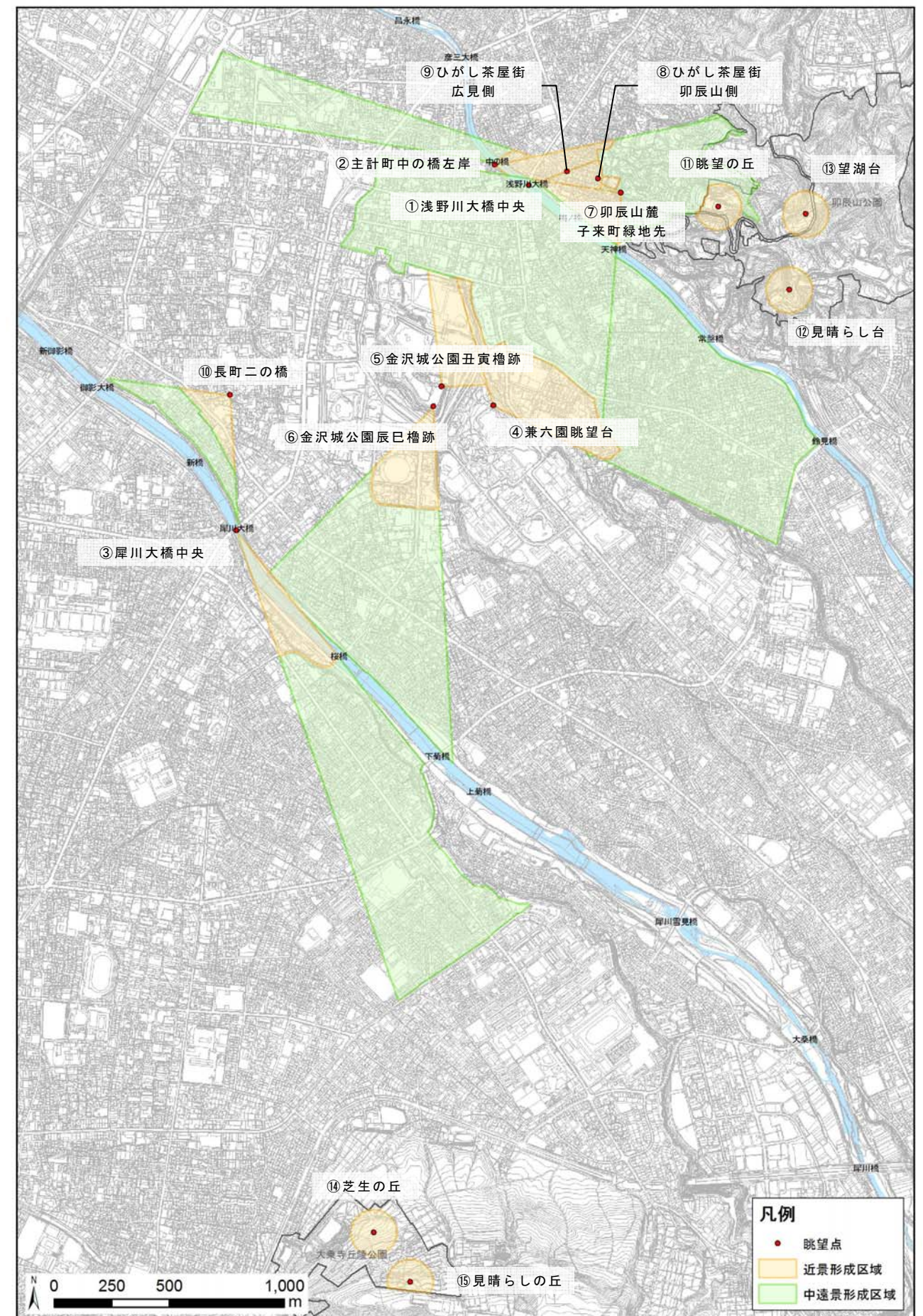
7 条例の施行 令和元年度中の施行を予定しています。

◇眺望景観形成区域案（景観類型別）

【眺望景観類型区分一覧表】

類型区分	眺望点
1. 山並みへの眺め	①浅野川大橋中央
	②主計町中の橋左岸
	③犀川大橋中央
2. 見下ろしの眺め	④兼六園眺望台
	⑤金沢城公園丑寅櫓跡
	⑥金沢城公園辰巳櫓跡
	⑦卯辰山麓子来町緑地先
	⑧ひがし茶屋街卯辰山側
3. 通りの眺め	⑨ひがし茶屋街広見側
	⑩長町二の橋
	⑪卯辰山公園眺望の丘
4. 見晴らしの眺め	⑫卯辰山公園見晴らし台
	⑬卯辰山公園望湖台
	⑭大乘寺丘陵公園芝生の丘
	⑮大乘寺丘陵公園見晴らしの丘

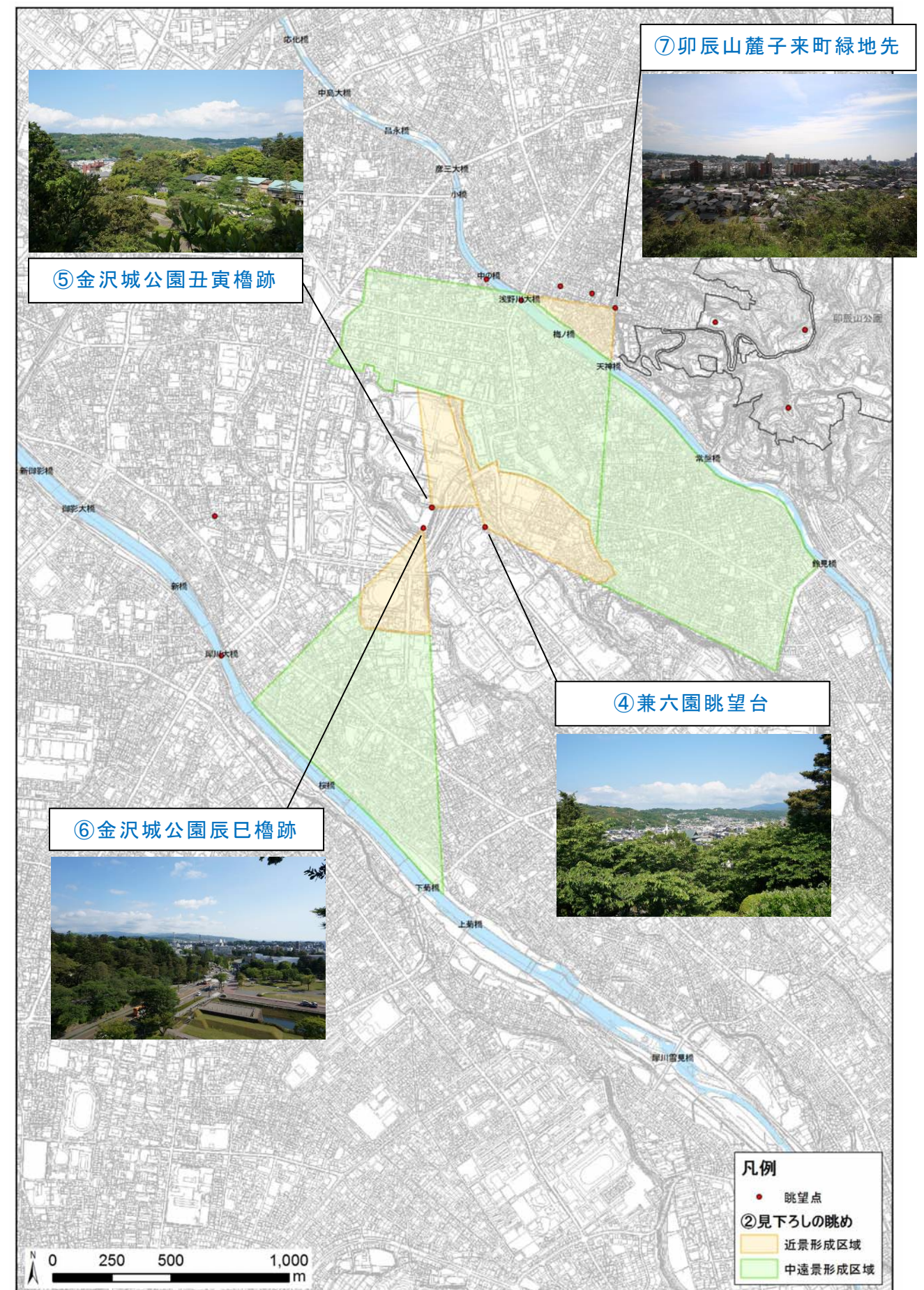
【眺望景観形成区域位置図】



1. 山並みへの眺め



2. 見下ろしの眺め



3. 通りの眺め



4. 見晴らしの眺め

